

いので次のことだけをつけ加えておこう。それは以上のようなことは大学紛争が今日の社会の矛盾を全社会的に代表しているという意味でこそ表現へ展開され拡大されるのだということがある。たしかに、大学は大学として自立しているものでないし、大学を産み出した社会生活共同体、人間の自治の基盤として自立しているものであることは当然である。大学は大学というキャンパスの上に建っているものではないし、人々の存在意識のなかで生活共同体として大学という権威あるイメージ、大学神話として建っているものであることも当然である。しかし、存在意識のなかに植えつけられていたその大学神話が社会生活共同体そのものの人間支配と

人間疎外の構造の、すぐれたモデルであるというところが明らかになってしまつた。そして、存在意識のなかに植えつけられている大学神話を粉砕するという意味でこそ、大学紛争は、大学解体であつたらうし、今日の社会生活共同体の矛盾と変革の意味を全社会的に代表するものとなつた。私たちはこれから、大学の自治、という一つのあまいな用語のなかで不透明に混合されていた、国家権力に対する大学の自治、と、社会生活共同体としての大学の自治、という二つの次元の異つたものを、また、その関係をも一度根底的に捉え返して、人間の自治の基盤を形成していかねばならないわけである。(国家権力は社会生活共同体の収奪者にす

ぎない)以上のことは、市民社会の崩壊過程という今日の世界的状況のなかで、国家権力の大国ナショナリズム、野蠻化という問題と本質的につながっている。社会生活共同体において人間の自治の基盤の根底が崩れてしまい、逆の生活はタブー化して、(ともに、暴力的化して、(ともに)の崩壊、沈黙だ)、人間の自治の基盤が失われ、人間は無防備のままに国家権力にさらされてしまつていくわけだ。

大学が国家権力のなかに崩壊してしまつたということとは単にそれだけを意味しない。大國ナショナリズムのなかへ全崩壊して野蠻化、暗黒化、タブー化を露骨に代表して、全社会的に象徴している。大学の学内処分、なのである。

「釈明書要求」

(4.6.評議会ででの口頭陳述)

1. 以下、私の七項の質問に対して責任ある回答をして下さい。
1. 「審査説明書」を読むと、大学当局(学長、学部長、)に対して抗議の声明を出したことそのことが審査の対象とされているように受けとれる。そう受けとってよいか。
2. 「審査説明書」を読むと、教官会議に出席しなかったことが審査の対象とされているように受けとれる。そう受けとってよいか。
3. 昨年、5月7日と5月12日の二度の教養部教官会議に際して出席を要請する業務命令(二回)が管教養部長から私に対して出された。教官会議に出席することが教官業務であるという法令上の根拠はなにか。このような業務命令の出方は教養部長の職権乱用ではないか。
- また、右の業務命令に基づいて審査をした評議会も職権を乱用しているものではないか。
4. (前項、2、3に関連して) 一般に教官業務に関する服務規定が明確ではない。法令上の明確な服務規定を全教官に提示されたい。
5. (さらに前項2、3に関連して) 国家公務員法第82条第1号および第2号をこの処分の「根拠法令」とするということの意味が明確でないから、十分に明確にされたい。
6. 「審査説明書」のなかには意味をなさない無内容の文章がある。たとえば、「同人は、教養部の教官(講師)であるにもかかわらず」というような文章。この「教官」という用語によってなにを具体的に意味しようとしているのかが明確でないから、十分に明確にされたい。(A註V「教官」という用語の概念的規定を尋ねているのではない)
7. 審査の過程を公開されたい。

岡山大学評議会殿

昭和45年4月6日 荻原 勝

「評議会への公開状」

岡大評議会より4月10日付の文書で、私が4月6日に行なつた口頭陳述に対して「補足資料としての文書を出す希望があるか」という意味のお申し出がありました。そのお申し出の真意が分かりかねますので、ご説明して下さい。

私は4月6日に口頭陳述を行なつた際、審査説明書に対する私の疑義を述べ、その釈明要求に対する責任と誠意ある回答を岡大評議会に対して要求しております。そして、また、私がさらに陳述をつづけるか否かはその回答を得たうえで双方話し合いのうえ決定するという意味のことも口頭陳述の際にすでに申し入れてある通りです。私は私の陳述を終えているではありません。

しかし、岡大評議会は私の陳述に対して公的義務を負うものであるにもかかわらず、その公的義務を怠り、私の釈明要求に対する回答を拒否して私の陳述を一方的に打ち切つて来ました。何故ですか。その理由の説明も含めて、私はさらに私の釈明要求に対する回答を要求いたします。

私は岡大評議会に対して、審査の事情(処分主体である岡大評議会の大学管理者としての責任ある立場、また、処分手続き上での法令上の十分に明確な根拠)をお尋ねしているのですが、それを知るには処分対象者である私の当然の権利であり、また、すべての岡大構成員もそれを十分に知る権利があると思ひます。

岡大評議会はこの処分を出すにあつて重大な岐路に立たされているのであります。から、その歴史的、社会的な責任の重大さを十分に考慮のうえ、大学管理者としての責任を後顧にうれないのなきよう十分に結果になるようにと要望いたします。

記

1. 私の岡大評議会に対して以下のように要望します。
1. 私の釈明要求に対して責任と誠意をもって回答されたい。
2. 私の陳述を一方的に中断しない。
3. 処分の事情を、私と、また、すべての岡大構成員に対して十分に知らせるよう、岡大管理者としての当然の責務を果されたい。

岡山大学評議会殿

昭和45年4月13日

荻原 勝